

[事案 2024-296] 給付金支払請求

・令和7年8月5日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年6月、右腎がんにより入院し、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術を受けたため、令和5年1月に契約した医療保険（契約①）およびがん保険（契約②）にもとづき各給付金を請求したところ、約款に定める入院に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 令和6年6月に右腎がんとして診断された後の病理診断で、類上皮型血管筋脂肪腫という従来は良性だが悪性腫瘍となるケースで、世界で150例ほどの希少な腫瘍だと説明された。
- (2) 保険会社からは、自分の類上皮型血管筋脂肪腫は、約款に定める現在厚労省が定めている腫瘍学コードの悪性の対象ではないと回答された。
- (3) 主治医による回答でも、診断結果は悪性腫瘍であり、がんとリスクも変わらず、がん患者と同様の診療計画を立案しアプローチしていくとのことである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②の各給付金は、疾病が、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10 2013年版準拠」に記載された分類項目のうち、各約款規定に定める基本分類コードに該当し、加えて、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学第3.1版」（ICD - 0）において新生物の性状を表す第5桁コードが/2、/3、/6、/9に該当する場合に支払事由に該当する。
- (2) 申立人の類上皮型血管筋脂肪腫の基本分類コードは「D17.7」に分類されるものであり、各約款に定める基本分類コードには該当しない。また、申立人の疾病の新生物の性状に関して、「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版」には記載がないが、同3.2版においては「8860/1」とされており、/1は、上記各約款に支払事由として定めるコードに該当しないため、給付金支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。